

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

グループ名	調達件名	予定契約電力	予定使用電力量
A	令和8年度奄美駐屯地で使用する電気	800 k W	2, 885, 000 k W h
B	令和8年度瀬戸内分屯地管理地区で使用する電気	300 k W	1, 212, 000 k W h
C	令和8年度瀬戸内分屯地火薬庫地区で使用する電気	40 k W	183, 300 k W h
D	令和8年度奄美駐屯地給水施設で使用する電気	30 A	1, 100 k W h
E	令和8年度奄美駐屯地給水施設で使用する電気	25 k W	28, 000 k W h
F	令和8年度奄美駐屯地給水施設で使用する電気	30 A	1, 000 k W h
G	令和8年度奄美駐屯地給水施設で使用する電気	25 k W	23, 900 k W h
H	令和8年度朝日町宿舍エレベーターで使用する電気	35 k W	1, 800 k W h

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 使用期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和9年3月31日（水）

(4) 需要場所

A	鹿児島県奄美市名瀬大字大熊226番49	陸上自衛隊奄美駐屯地
B	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684-2	陸上自衛隊瀬戸内分屯地（管理地区）
C	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684-2	陸上自衛隊瀬戸内分屯地（火薬庫地区）
D	鹿児島県奄美市名瀬大熊町9番4号	陸上自衛隊奄美駐屯地（送水ポンプ所）
E	鹿児島県奄美市名瀬大熊町9番4号	陸上自衛隊奄美駐屯地（送水ポンプ所）
F	鹿児島県奄美市名瀬大字大熊221番35号	陸上自衛隊奄美駐屯地（中継ポンプ所）
G	鹿児島県奄美市名瀬大字大熊221番35号	陸上自衛隊奄美駐屯地（中継ポンプ所）
H	鹿児島県奄美市名瀬朝日町19番5	陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍エレベーター

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」のD等級以上の資格を有する者
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）第8条第1項の勧告を受けていない者
- (9) 環境配慮契約法に基づき、二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取り組みの状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）に関し、別紙に基づく条件等満たしている者
- (10) 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

3 契約条項及び公告の掲示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地

4 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 説明会日時場所：実施しない。
- (2) 入札日時場所：令和8年2月16日（月） 10時00分 会計隊 多目的室（B庁舎2F）

5 落札決定方法

- (1) グループ別総価決定とし、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合には、当該日から契約期間満了日までに係る予定使用電気料に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金を加算した額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- (2) 電信、FAX及び電話による入札
- (3) 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- (4) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書等作成

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「単価契約に関する特約条項」

10 その他

- (1) 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年2月13日（金）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- (3) 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- (4) 入札参加希望者は、資格審査結果通知書（写）及び別紙に基づく付紙「適合証明書」を令和8年2月9日（月）17時00分までに提出すること。
- (5) 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- (6) 第10項(3)・(5)の項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

11 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060 内線 353
FAX 0997-54-1066
第443会計隊 契約班 担当： 香田

令和8年度奄美駐屯地で使用する電気

陸上自衛隊仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地で使用する電気契約について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊奄美駐屯地 : 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊字中畑ケ266番49
イ 供給地点特定番号 : 09-1100-0122-0981-0000-0000

(2) 業種及び用途

- ア 官公署（国家事務）

3 製品に関する要求

(1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
エ 標準周波数 60Hz
オ 受電設備総容量 4,005KVA
カ コンデンサー取付容量 424Kvar
キ 非常用発電機（非常用） 625KVA×3台、200KVA×1台、
125KVA×1台
ク 受電方式 1回線方式
ケ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

ア 契約電力

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時 : 800KW
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器より計測される値が原則としてこれを越えないものとする。）

イ 予定使用電力量 2,885,000KWh

（月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり）

ウ 力率 100%（常時）

（各月の力率は実測値によるものとする。）

(3) 契約時期及び検針日等

ア 契約時期 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時

イ 検針日時 月初めの1日0時

ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日

（電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。）

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱 2 6 9 フ 1 6 2 号柱から陸上自衛隊奄美駐屯地の構内 1 号柱に引込んだ引込線と 1 号柱上に陸上自衛隊奄美駐屯地が設置した
気中負荷開閉器の電源側端子との接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の
所有とする。

(8) 計量地点

陸上自衛隊奄美駐屯地の受電所電気室の高圧計器盤内とする。

4 その他

(1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の
供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件
及び特定規模需要選択供給条件による。

(3) 電力供給に関する料金その他の計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおり
とする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下
第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨
五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下
を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨
てる。

月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (KWh)				
	ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夜 間	小 計
令和 8 年 4 月			90,000	85,000	175,000
令和 8 年 5 月			100,000	105,000	205,000
令和 8 年 6 月			160,000	130,000	290,000
令和 8 年 7 月	40,000	120,000		140,000	300,000
令和 8 年 8 月	30,000	120,000		140,000	290,000
令和 8 年 9 月	40,000	130,000		140,000	310,000
令和 8 年 10 月			150,000	130,000	280,000
令和 8 年 11 月			95,000	100,000	195,000
令和 8 年 12 月			105,000	95,000	200,000
令和 9 年 1 月			110,000	110,000	220,000
令和 9 年 2 月			100,000	100,000	200,000
令和 9 年 3 月			115,000	105,000	220,000
合 計	2,885,000				

表紙共：4 枚

令和 8 年度瀬戸内分屯地管理地区で使用する電気

陸上自衛隊仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊瀬戸内分屯地管理地区で使用する電気契約について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊瀬戸内分屯地管理地区 : 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山684-2
イ 供給地点特定番号 : 09-1100-0122-0971-0000-0000

(2) 業種及び用途

- ア 官公署(国家事務)

3 製品に関する要求

(1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V
ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V
エ 標準周波数 60Hz
オ 受電設備総容量 管理地区 1780KVA
カ コンデンサー取付容量 106×4kvar
キ 非常用発電機(非常用) 625kVA×2台、150kVA×1台、
ク 受電方式 1回線方式
ケ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 管理地区 300kW
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、実量制により実績最大需要電力の最も大きな値とし、計量器より計測される値が原則としてこれを越えた場合は、契約電力とする。)
イ 予定使用電力量 1,212,000kWh
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)
ウ 力率 100%(常時)
(各月の力率は実測値によるものとする。)

(3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約時期 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時
イ 検針日時 月初めの1日0時
ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱 6 4 1 フ 6 2 3 号柱から陸上自衛隊瀬戸内分屯地の構内 1 号柱に引込んだ引込線と 1 号柱上に陸上自衛隊瀬戸内分屯地が設置した気中負荷開閉器の電源側端子との接続点。

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点

陸上自衛隊瀬戸内分屯地の受電所電気室の高圧計器盤内とする。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。
- (3) 電力供給に関する料金その他の計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単価は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (kWh)	
	夏季	その他季
令和 8 年 4 月		75,000
令和 8 年 5 月		82,000
令和 8 年 6 月		115,000
令和 8 年 7 月	130,000	
令和 8 年 8 月	130,000	
令和 8 年 9 月	130,000	
令和 8 年 10 月		130,000
令和 8 年 11 月		80,000
令和 8 年 12 月		80,000
令和 9 年 1 月		90,000
令和 9 年 2 月		80,000
令和 9 年 3 月		90,000
合 計	1,212,000	

令和8年度瀬戸内分屯地火薬庫地区で使用する電気

陸上自衛隊仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊瀬戸内分屯地火薬庫地区で使用する電気契約について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊瀬戸内分屯地火薬庫地区 : 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山684-2
イ 供給地点特定番号 : 09-1100-0122-1851-0000-0000

(2) 業種及び用途

- ア 官公署 (国家事務)

3 製品に関する要求

(1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式
イ 供給電圧 (標準電圧) 6,000V
ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,000V
エ 標準周波数 60Hz
オ 受電設備総容量 火薬庫地区 265KVA
カ コンデンサー取付容量 53.2KVA
キ 非常用発電機 (非常用) 625kVA×2台
ク 受電方式 1回線方式
ケ 蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 火薬庫理地区 40kW
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、実量制により実績最大需要電力の最も大きな値とし、計量器より計測される値が原則としてこれを越えた場合は、契約電力とする。)
イ 予定使用電力量 183,300kWh
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)
ウ 力率 100% (常時)
(各月の力率は実測値にによるものとする。)

(3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約時期 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時
イ 検針日時 月初めの1日0時
ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱 6 4 0 へ 6 2 1 号柱から陸上自衛隊瀬戸内分屯地の構内 1 号柱に引込んだ引込線と 1 号柱上に陸上自衛隊瀬戸内分屯地が設置した気中負荷開閉器の電源側端子との接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点

陸上自衛隊瀬戸内分屯地の火薬庫地区にある燃料注入施設電気室の高圧計器盤内とする。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。
- (3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単価は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

月別予定使用電力量

(火薬庫)

年 月	予定使用電力量 (kWh)				
	夏季	ピーク	夜間	その他季	夜間
令和 8 年 4 月				6,500	8,000
令和 8 年 5 月				6,500	8,000
令和 8 年 6 月				6,500	8,000
令和 8 年 7 月	7,500	1,600	8,500		
令和 8 年 8 月	7,500	1,600	8,500		
令和 8 年 9 月	7,500	1,600	8,500		
令和 8 年 10 月				6,500	8,000
令和 8 年 11 月				6,500	8,000
令和 8 年 12 月				6,500	8,000
令和 9 年 1 月				6,500	8,000
令和 9 年 2 月				6,500	8,000
令和 9 年 3 月				6,500	8,000
合 計	183,300				

令和8年度奄美駐屯地給水施設で使用する電気

陸上自衛隊仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地に給水する給水施設で使用する電気契約について適用する。

2 概要

(1)	需要場所	送水ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大熊町9番4号
	供給地点特定番号	09-0003-1261-2681-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式
	供給電圧	200V/100V
	予定契約電力等	30 A
	予定電力使用量	1,100 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第1による)
	使用期間等	自 令和8年4月1日、至 令和9年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

(2)	需要場所	送水ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大熊町9番4号
	供給地点特定番号	09-0003-1261-2781-0000-0000
	供給電気方式	三相3線式
	供給電圧	200V
	予定契約電力	25 KW
	予定電力使用量	28,000 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第1による)
	使用期間	自 令和8年4月1日、至 令和9年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

(3)	需要場所	中継ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊221番35号
	供給地点特定番号	09-0003-1174-6281-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式
	供給電圧	200V/100V
	予定契約電力等	30 A
	予定電力使用量	1,000 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	使用期間	自 令和8年4月1日、至 令和9年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

(4)	需要場所	中継ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊221番35号
	供給地点特定番号	09-0003-1174-6381-0000-0000
	供給電気方式	三相3線式
	供給電圧	200V
	予定契約電力	25 KW
	予定電力使用量	23,900 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	使用期間	自 令和8年4月1日、至 令和9年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

- (5) 業種及び用途
官公署（国家事務、給水施設）

3 契約時期及び検針日等

- (1) 契約時期 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時
(2) 検針日時 月初めの1日0時
(3) 電気料金確定日 検針日から3営業日
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。
- (3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (4) 力率 90%（常時）

月別予定使用電力量

(令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月)

1 奄美駐屯地 送水ポンプ所 (従量電灯 B 30A)

項 目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	80	80	0	0
5	80	80	0	0
6	100	100	0	0
7	120	120	0	0
8	120	120	0	0
9	100	100	0	0
10	100	100	0	0
11	80	80	0	0
12	80	80	0	0
1	80	80	0	0
2	80	80	0	0
3	80	80	0	0
合 計	1,100	1,100	0	0

2 奄美駐屯地 送水ポンプ所 (低圧電力 25KW)

項 目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	2,200			
5	2,100			
6	2,300			
7	2,400			
8	2,200			
9	2,400			
10	3,100			
11	2,300			
12	2,300			
1	2,100			
2	2,200			
3	2,400			
合 計	28,000			

月別予定使用電力量

(令和8年4月～令和9年3月)

3 奄美駐屯地 中継ポンプ所 (従量電灯B 30A)

項目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	80	80	0	0
5	80	80	0	0
6	80	80	0	0
7	100	100	0	0
8	100	100	0	0
9	80	80	0	0
10	80	80	0	0
11	80	80	0	0
12	80	80	0	0
1	80	80	0	0
2	80	80	0	0
3	80	80	0	0
合 計	1,000	1,000	0	0

4 奄美駐屯地 中継ポンプ所 (低圧電力 25KW)

項目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	1,800			
5	2,000			
6	2,000			
7	2,000			
8	2,000			
9	2,000			
10	2,500			
11	2,000			
12	2,000			
1	1,800			
2	1,800			
3	2,000			
合 計	23,900			

表紙共： 4 枚

令和 8 年度朝日町宿舎エレベーターで使用する電気

陸上自衛隊仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍エレベーターで使用する電気契約について適用する。

2 概要

(1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍エレベーター : 鹿児島県奄美市名瀬朝日町19番5
イ 供給地点特定番号 : 09-0002-6694-2981-0000-0000

(2) 業種及び用途

- ア 官公署 (国家宿舎)

3 製品に関する要求

(1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式
イ 供給電圧 (標準電圧) 200V
ウ 計量電圧 (標準電圧) 200V
エ 標準周波数 60Hz
オ 契約種別 低圧電力

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 35KW
令和8年度朝日町宿舍エレベーターで使用する電気 (35KWの内エレベーター分: 9KW)
イ 予定使用電力量 1800KWh
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)
ウ 力率 90% (常時)

(3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時
イ 検針日 月初めの1日0時
ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱453サ352号柱から陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍に引込んだ引込線と宿舍壁に陸上自衛隊奄美駐屯地が設置した腕金の接続点

(6) 保安責任分界点
需給地点に同じ。

(7) 財産分界点
需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点
陸上自衛隊奄美駐屯地の朝日町宿舍開閉器室の引込開閉器盤内とする。

4 その他

(1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。

(3) 電力供給に関する料金その他の計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

朝日町宿舎エレベーター月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (KWh)
令和 8 年 4 月	150
令和 8 年 5 月	150
令和 8 年 6 月	150
令和 8 年 7 月	150
令和 8 年 8 月	150
令和 8 年 9 月	150
令和 8 年 1 0 月	150
令和 8 年 1 1 月	150
令和 8 年 1 2 月	150
令和 9 年 1 月	150
令和 9 年 2 月	150
令和 9 年 3 月	150
合 計	1,800

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

提出様式例

2020年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊福岡病院会計課長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和 6 年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和 6 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和 6 年度の供給電力量(需要端)(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」 （以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 令和6年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ⑤ の合計点数	
-------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第3により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。